

建設経済常任委員会

令和6年2月16日（金曜日）

付議事件

《付託請願》

請願第 4 号 「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願

出席委員（6名）

委員長 片 桐 文 夫

委 員 向 後 悦 世

委 員 井 田 孝

副委員長 永 井 孝 佳

委 員 宮 澤 芳 雄

委 員 戸 村 ひとみ

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 飯 嶋 正 利

説明のため出席した者（2名）

商工観光課長 大八木 利 武

そ の 他 担 当 員 1 名
職

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

副 主 幹 菅 晃

事 務 局 次 長 金 谷 健 二

開会 午後 2時 0分

○委員長（片桐文夫） ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

（傍聴者入室）

再開 午後 2時 2分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 大変ご苦勞さまでございます。

本日は、昨年の第4回定例会におきまして閉会中の継続審査となっております請願1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

今議長の話にもありましたように、昨年の第4回定例会の申し送り事項ということで、今日はいきたいと思います。

それでは、請願審査のため、執行部の出席を求めました。

請願の審査

○委員長（片桐文夫） ただいまから、本委員会に付託されました請願の審査を行います。

案件につきましては、去る令和5年第4回定例会において、閉会中の継続審査となっており
ます、請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本
的改正」を求める請願の1件であります。

はじめに、商工観光課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは商工観光課より参考意見を申し上げさせていただきます。

○委員長（片桐文夫） 着座で結構です。

○商工観光課長（大八木利武） ありがとうございます。では着座にて失礼いたします。

特定商取引に関する法律は平成28年の通常国会に提出、同年6月に成立、交付をされまし
て、平成29年12月1日に改正法が施行されたもので、その附則において「施行後五年を経過
した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について
検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る」とあり、令和4年12月にその5年が経過したところと承知をしております。

本市といたしましては平成23年に旭市消費生活センターを設置し、各種契約等のトラブル
などに遭った市民からの相談を受け、助言や業者への問い合わせ、弁護士相談等への紹介な
どを行っております。

昨今、高齢化の進展やインターネット普及により消費者トラブルについても多様化している
状況でございます。令和4年度が最新のデータとなりますが、消費者センターへ寄せられた
相談件数は421件、うち特定商取引法に該当する相談件数が206件と半数近くを占めておりま
す。

また、本市では年齢別では70歳以上の相談件数が最も多く、50歳代以上で全体の57.7%を
占めております。また、20代の相談件数も増加傾向にあることから、社会情勢の変化に伴い
まして悪質な商取引の形態もより悪質、巧妙化しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

ただいま商工観光課より参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、
お願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいま商工観光課長から、だんだんなんか悪質、巧妙化した事例が多発

していると、例えばどんな事例があるのか、もうちょっと詳しく説明していただければ。

○委員長（片桐文夫） ただいまの向後委員の質問に対して回答できますか。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

昨今の相談の形態別の件数で言いますと今まで訪問販売等の件数が結構多かったんですが、最近それに代わりまして、通信販売というものが増えております。また、いわゆる最初にマルチと言われました、昔のネズミ講ですね。そういった感じの相談も増えておりますし、ネガティブオプションといいまして、送り付け、勝手に送ってきてお金を払わせるといった新手法の相談であるとか、最近は訪問買取、押し買いといわれる、そういったものも増えておりまして、訪問販売といいますか、消費者問題の形が徐々に時代に合わせて変わってきているなというふうに感じておるところでございます。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） ありがとうございます。

実は私も訪問買取、最近は日本人ではなくて外人さんなんかも入ってきたり、留守だとなんか、これちょっと商材化できるかなみたいなものをスマホで写真を撮っていったりなんかするんで、なんかうちの中に勝手に入らないでくれよ、ここからは、この側溝から内側はうちの敷地だからみたいな、なんていうのかうまく説明、外人さんなんて感情を掻き立てないように、うまく説明している人もあるみたいだけれども、やっぱりああゆう人が留守の時に入ってくるとちょっと気持ち悪いよなとか、そういう事例もあったりなんかするんで、留守の時は対応できなかつたりするんで、そういう時はなんていうのかね、うちなんかにもこの車を譲ってください、いくらで買いますとか、車は鍵がかかっていないからメモを置いていったりとか、リーフレットを置いていったりなんかしたりする事例もあったりとか。

たしかに巧妙な手口になってきているんで、法整備、法の強化が必要だと思いますんで、またそういう対応も商工観光課長にお骨折りいただきたいと思います。よろしくお願いします。今はありがとうございました。

○委員長（片桐文夫） そうですね、今向後委員が言うように、たしかにそういったあれが、悪質なあれがだいぶ増えていると思うので、なおさら今のこの請願で出ているやつのもうちょっと細かく法体制ができるような、あれですから。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本日の委員会っていうのは、改選する前の、改選で言うのかな。委員会

自体が私たちではない委員会でその時に否決されるわけでもなく、継続審査ということになったわけですね。で、委員が変わりまして、ではその継続審査っていうのは次の議会までに委員会を開かなければいけない、そこで審査しなければいけないということで私たちは今集まっているわけですね。で、そうすると私はなぜ前の委員会で賛成でもなく、否決でもなく継続審査になったのかっていうところをまず知らなければいけないと思うんです。で、それをもつてして、その時に出了意見、これで賛成、こういうことで賛成できませんとかそういうことが必ずあると思うんで、反対の立場をとる場合は必ずなぜ自分は反対なのかっていうのを述べられているはずですので、なぜ継続にしなければいけなかったのかっていうところも、ちょっとご説明いただかないと、ここの審査が始まらないと思うんですよね。

○委員長（片桐文夫） わかりました。戸村委員の……

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） 永井委員、どうぞ。

○委員（永井孝佳） 私会議録を見る中では前回採決に至らなかったのは、資料不足というか、いろんな事案がなかったもので、継続になったと思いますので、事前に配られた資料を見るとそういう点も会議録に書かれていましたので、そういう観点からみても今回は採決に至れるのかなと自分は考えております。

○委員長（片桐文夫） そうですね、今永井副委員長が言ったようなあれで載っているんですけども、そのほかで事務局のほうで、もしわかりやすい説明とかができればおねがいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今回の継続審査におきましては建設経済、前回はそういった形で継続審査を上げました。これは本会議で全員の承諾を得て継続審査になっていますから、委員会だけの判断ではございません。委員会から出された意見については、まだ十分理解が足りないからもう少し時間をかけて調査、研究したらどうだろうという見解でしたので、これを前回の建設委員がそうしたからではなく、結果的には本会議で皆さんの同意を得て行っているものですので、この辺はご理解いただければと思います。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） そしたら、私たちの委員会で、今資料新たなものとかが出ていますけれども、こういったものも全部その、本会議にかけられるとしたら、議員の皆さんにやっぱり理解をいただくように出さなければいけないことなんじゃないかなと思うんです。その理由が

資料不足っていうことでしたらね。私もその前回の本会議のときにそういう理由でみたいなことを言われていたから、でも非常に不思議だなと思ったんです。委員会の時に資料が足りませんってのが、前もってわかっているのであれば、当然のことながら請願を出されたほうも資料をそろえられたでしょうし、だから何かごめんなさい、深読みして申し訳ないんですけども、何かちょっと単なる資料不足なのかなっていうのを考えたんです。

資料不足っていうことで継続審査になるっていうことってというのが、そうそうあるのかなっていうのを思ったものですから。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員が言うように、たしかに……

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 私と議長も向後悦世委員も前回建設経済だったんですけれども、こういう形で執行部が来ていなくて、説明もなくて資料も請願書しかなかったものですから。

意見としては皆さんだいたいおおむね賛成の意見が出ていましたけど、資料不足と執行部の説明がないということで継続審査ということになったと思います。

○委員長（片桐文夫） 大丈夫ですか、戸村委員。今言った、何か。

議長。

○議長（飯嶋正利） 前回ですね、建設経済常任委員会、こういった事例であれば、多岐にいろんな状況から皆意見を聞かなければいけない、例えば今日も商工観光課が来ていますけれども、例えば警察だとか、いろんな情報があると思うんですよ。それで、その説明員が一人もいなかったということ、それが一つです。

さっき井田委員が言ったようにそれに対しての資料もなかったということで、重々その請願に値はするんですが、そういった説明資料も何もないままで請願としていいのかということも一つにあったと思います。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） わかりました。ただ、請願を受け付けた時点でそういうことはすべて準備をするようにってことを言われるべきだと私は思います。

対外請願というのはそういうものなんですよ、陳情と違いまして。ですから受け付けた時の不備といいますか、私が言いたいのはそこなんです。請願というのは紹介議員をもってして出すわけですから、そうするとやっぱりどうしても通したいからっていうので出しているわけですよ。

そうしたら、こうこうこうしたほうがいいですよってことをちゃんと請願を受け付けるときにやるべきだと私は、その事務手続きとしてやるべきだと思って言っているんです。

陳情と違いますから。陳情は紹介議員がいるわけでもなくて、旭市でしたらもう議員配付で終わることですけど、やはり請願と陳情とは全く違うわけですから、その請願が出されたときの受付体制っていうのを私はちゃんとこれだったらどこどこ課に来て説明をしてもらいましょうねっていうようなことを請願の紹介議員の人にきちんとやるべきだと私は思います。

○委員長（片桐文夫） はい、わかりました。たしかに段取りを踏んで、請願を出した時点での会議に諮る中ではそういった資料も当然必要だったんですけども、その前回の会議の中のあれでは資料不足でやっぱりそうだったということで、いる委員の方々はみんな賛成、ほぼ賛成だったらしいんですよ。

だけれども、資料不足ということで申し送りということで今日に至っているわけなんですけれどもね。ですから、いちおう請願の審査、継続審査ということですから、継続審査でその前の今請願の資料がどうのこうのではなく、この会議には継続審査という形で来ていますので、請願に対しての……

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） 議長。

○議長（飯嶋正利） 戸村委員の言うこともごもっともで、それについてはその時も事務局のほうに不備がないかということは言っております。それで、もう急遽その時には間に合わなかったですから、このような形になってしまった。

○委員長（片桐文夫） 議会事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 事務局のほうで前回の審査にあたって、不手際という形で当然担当課も入れていない状況でした。ただ、事務局としては今回紹介議員に懇切丁寧に説明をいただいて、その中でたぶん審査はできるんだろうということで、私のほうは進めた内容でしたので、今後このようなことがないように議長からも言われましたので、対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 大丈夫ですかね、戸村委員。そういったあれなんで、申し訳ないんですけども、これからはそういったことがないように、議長のほうからも重々事務局のほうへは伝えてありますので、よろしくお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） そうですね。先ほど私が言いましたけれども、前回の建設経済常任委員

会のメンバーはほぼ賛成だったと、ただ戸村委員と同じように書類のほうの不備があったということで、申し送りという形にしたというのが……そういったあれなので今日いちおう請願に対しての審査のほうを行っているということになります。

あと、向後委員のほかに質問、聞いてみたいことがあればお願いします。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、ここで商工観光課は退室してください。ご苦勞様でした。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 前回の流れはわかりませんが、私は今回資料を見せていただいて、このマルチに限らず訪問販売というんですか、被害者が今非常に、特にインターネットなんかでは若い世代、被害者がかなり出ているんですね。国も当然こういったことを法整備したいんでしょうけれども、なかなか国民のほうから意見が出てこないとできないということが多々あって、私の関係の商売でも何か詐欺まがいのような商法がどんどん蔓延してきて、国も遅ればせながらって5年も10年もしてから法の整備というか、指導するという段階なんですけれども。

これ、やはり法の整備できちっと取り締まらないと、これからどんどんどんどんですね、オレオレ詐欺なんて昔はなかった話です。そういうことが増えてきている。そういったところはやっぱり法律でしっかりそういう人たちを取り締まっていかなないとまとまらないと思う。

一刻も早く私はこれ資料を見せてもらって、一刻も早く可決して、国に送ってもらいたいな

と思うのが本音です。

○委員長（片桐文夫） ほかにありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 私も同様に法の整備、強化が必要だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ほかにありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 私も宮澤委員、向後委員と同じように必要だと思います。いろいろ状況が変わってインターネット通販による犯罪とかマルチマがいとか、そういうものが複雑化しておりますので、事業者の登録とか、あとは被害にあった場合に相手方の事業者を特定する情報の開示とか、そういうものが含まれておりますので、ぜひ採択してほしいなと感じております。

○委員長（片桐文夫） ほかにありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私も何ら反対することのない請願だと思っておりまして、最初から。先ほど宮澤委員がおっしゃったように一刻も早くっていうのが、やっぱりあると思うんですよ。もうほんと被害がどんどん膨らんできていて、ほんと遅きに失したという感じがありますんで、その一刻も早くというところが、やはり私は前回の会期中に通しておかなければいけなかったものなのではないかなと思ひまして、なので大急ぎでこれは賛成でございます。

○委員長（片桐文夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、請願第4号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（片桐文夫） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時24分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 片 桐 文 夫